

# 市町村合併調査研究特別委員会

平成15年8月22日午後2時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|                |        |       |       |
|----------------|--------|-------|-------|
| ◎三木 誓士         | ○小野 隆雄 | 嶋田 善行 | 松田 正  |
| 飯高 昭二          | 西谷 剛周  | 浅井 正八 | 坂口 徹  |
| 浦野 圭司          | 吉川 勝義  | 木澤 正男 | 里川宜志子 |
| 中西 和夫          |        |       | 森河議長  |
| 欠席委員 木田委員、中川委員 |        |       |       |

## 2. 理事者出席者

|           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 助 役       | 芳村 是  | 収 入 役  | 中野 秀樹 |
| 総 務 部 長   | 植村 哲男 | 企画財政課長 | 藤原 伸宏 |
| 同 課 長 補 佐 | 西巻 昭男 | 同 係 長  | 福居 哲也 |

## 3. 会議の書記

|        |      |       |       |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 浦口 隆 | 同 係 長 | 猪川 恭弘 |
|--------|------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | <p>開 会 （午後 2 : 0 0）</p> <p>署名委員 松田委員、飯高委員</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員長        | <p>本日は木田委員、中川委員が欠席されております。委員 1 3 名が出席されておりますので、ただいまより、市町村合併調査研究特別委員会を開会します。それでは、初めに町長が出張されておりますので助役さんから挨拶をお受け致します。芳村助役</p> <p>（ 助役挨拶 ）</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 委員長        | <p>まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、松田委員、飯高委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、レジメに沿って審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>（ 1 ）市町村合併について、①第 3 回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。先般行われました第 3 回目の合併協議会の内容について理事者の報告を求めます。 藤原企画財政課長</p>                                                                                                        |
| 企画財政<br>課長 | <p>それでは、この 8 月 6 日、王寺町王寺アリーナにおいて開催されました第 3 回平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会につきましてご報告申し上げます。</p> <p>第 3 回合併協議会では、協議事項 2 件が議事として提出をされております。</p> <p>会議では、まずこの協議に先立ち、事務局から第 2 回での委員のご意見、ご提案のあったまちづくりアンケート、協議会だよりの発行、ホームページについて、それぞれ報告がされております。</p> <p>このアンケートですが、ほぼ委員の提案どおりの修正をされ、資料 1－3 のアンケート調査票で実施されたところであります。</p> <p>アンケートは、調査対象の 1 2, 6 1 6 人の方に送付をされ、この</p> |

うち6, 631人から回答がございました。回収率は、52.6%で  
ございます。なお、アンケート結果の中間報告につきましては第4回  
の協議会で行うこととされております。最終分析の結果につきましては  
第5回ということで予定をされております。また、協議会だよりの  
配布につきましては、各公共施設、学校教職員にも配布することとさ  
れております。

それでは、協議内容について、ご説明をさせていただきます。

資料1-1の第3回合併協議会会議資料をご覧頂きたいと思いま  
す。資料1-1の2ページ目をお開き下さい。協議第9号合併の方式  
(案)についてでございます。これは前回の委員会において、ご説明を  
させていただきました合併協定項目の1番目でございます合併の方式  
についてであります。合併の方式につきましては、平群町・三郷町・斑  
鳩町・安堵町・上牧町・王寺町及び河合町を廃止し、7町の区域をもって  
新しい市を設置する新設合併とする。合併の方式は、基本的な協議項  
目のひとつであり、他の協議項目を検討するうえで前提となるもので  
ございます。7町は人口をはじめとしてその規模は比較的均衡してお  
り、合併したとすれば人口は15万人前後となり、県内でも2番目の  
人口規模の市となることが予想され、合併後の行政組織や事務事業の  
執行体制を新市の規模に見合うよう大幅な再編が必要になることか  
ら、合併の方式については、新設合併とすることが提案されたもので  
あります。新設合併と編入合併の相違点につきましては、資料1-2  
の会議参考資料の1ページから2ページにまとめてございます。また、  
市制と町制の主な相違点につきましては、3ページにまとめてござい  
ます。これらにつきましては、前回の委員会におきまして、合併協定  
項目の説明をさせていただきましたが、その時の説明と重複する内容  
が含まれておりますので、ここでは説明を省略し、のちほどご覧いた  
だければと思います。この合併の方式についての提案に対しまして、  
委員からは、「合併して市になった場合、近畿圏の特定市となり、市  
街化区域内農地の宅地並み課税となる。このことを今の段階から住民  
にわかりやすく説明したほうがよいのでは」との質問がなされ、これ

に対し事務局より「市街化区域の編入時期も税額に影響するので、このへんを整理したうえで、協定項目のなかの地方税の取扱いのところで改めて説明したい」との答弁がございました。

また、他の委員からは、「協議会規約第3条に合併の是非を含めた協議をするとあり、また、協議会は、この合併の是非を含めて自由闊達に議論する場である。合併の是非をどの場で、いつごろ議題にあげられるのか」との質問があり、これに対して会長から「新市計画ができた時点で、住民の皆さんに説明がなされ、それが終わってからということが考えられるが、いつやるかということはまだ決めていない。」との答弁がされております。

この他には、質問もなく、協議第9号合併の方式については、継続審議とし、いったん各町へ持ち帰り、次回の協議会で確認するということで、委員の了承が得られたところでございます。

それでは、次に資料1の会議資料の3ページをお開きください。協議第10号新市建設計画(まちづくり計画)についてを、ご説明させていただきます。協定項目の24番目の新市建設計画(まちづくり計画)についてであります。新市建設計画(まちづくり計画)の策定にあたっては、別紙のとおり新市建設計画(まちづくり計画)の策定小委員会を設置し、素案の策定に関する事務を付託するものとする。そういうことで、新市建設計画(まちづくり計画)を策定するのに小委員会を設置することが提案されております。この小委員会についてでございますが、4ページをご覧いただきたいと思います。小委員会の名称は、新市建設計画(まちづくり計画)策定小委員会とし、設置日については、協議会において確認後とされております。設置及び目的といたしましては、協定項目のうちの新市建設計画(まちづくり計画)の素案を策定するために設置することとされております。任務につきましては、7町を一体的な市として捉えた場合の将来ビジョンを検討し、新市建設計画(まちづくり計画)の案を策定することになっております。

委員構成につきましては、協議会規約第7条第1項に定めろ第2号委員、これは7町の助役7名でございます。次に3号委員、すなわち

議会議員のうち各町1名で合計7名、4号委員の学識委員のうち各町推薦委員各1名で7名、4号委員の学識委員のうち住民発議請求者1名からなる計22名とされております。

続きまして、資料1－2参考資料の方の20ページをご覧くださいと思います。一番最後のページでございます。この新市建設計画（まちづくり計画）の構成（案）について、ご説明させていただきます。初めに、基礎調査でございます。資料の左端の点線で囲っているところでございます。1つには既存資料の整理ということで、昨年度、7町で合併研究会が設けられ、地域の現況及び行政制度サービスの現況について、整理がされております。2つ目には既定計画の整理ということで、7町それぞれにおいて作成されております基本構想や総合計画、あるいは広域市町村圏計画など、地域の将来計画を踏まえた計画とするこことなっております。3つ目には各町事業量調査ということで、新市の施策体系に応じて設定した、施策区分ごとに7町における今後10年間の主要事業及び全体事業量を調査を行い、さらに合併すると想定した場合に、新たに必要となる事業についても調査しているところでございます。4つ目は住民意向の整理ということで、住民の意向を計画に反映させるため、まちづくりアンケートが実施をされております。これらの基礎的なデータや7町の決算データ等を活用して、まちづくり計画が策定されることになります。

次に、新市建設計画（まちづくり計画）の構成（案）でございます。まず、1つ目といたしまして、基本的な条件でございます。合併の背景及びその効果、住民の意向、あるいは計画策定の方針を定め、次に2つ目として新市の概況として、面積、人口、世帯数、就業人口及び新市づくりの課題などを整理がされます。次に、新市建設の基本方針、いわゆる構想部分でございますが、新市建設の基本方針といたしまして、新市の基本理念、新市の将来像、新市の基本目標、将来の基本フレーム、地域の基本的構成の5項目が設定されます。なお、協議会が住民発議により設置されておりますので、合併特例法第5条第6項の規定により、設置の日から6カ月以内に、新市建設計画の策定状況等

について、これを公表しなければならないとされておりますことから、基本方針までのいわゆる構想部分につきまして、小委員会における調査、審議を経て、協議会の承認を得た上で、本年１２月に策定状況を公表していくことが考えられております。次に、４番目の主要施策としてでございますが、施策の体系及び主要事業についての計画を定められます。内容といたしましては、都市基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育・文化、産業の振興、連携・交流の６体系に区分され、それぞれの分野において、主要事業が定められます。次に、５つ目でございますが、新市における県事業の推進につきましては、奈良県の役割、新市における県事業の計画について県と協議した上で、その位置づけを確認し、本計画に盛り込むこととされております。６番目といたしまして、公共施設の適正配置と整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討されることになっております。７番目といたしまして、財政計画ですが、財政計画策定上の前提条件について明確にするとともに、本計画に定められた施策、事業を計画的、効果的に実施していくため、長期的展望に立ち、平成17年度から平成26年度までの10カ年の財政計画が定められることになっております。あわせて平成14年度を基準年とし、平成36年度までの23年間における、7町それぞれの、合併しないと想定した場合の財政見通しを予測するとともに、この財政見通しを基本として、7町が合併すると想定した場合と合併しないと想定した場合の2通りの財政シミュレーションを策定し、財政比較を行うこととされております。以上が、計画の構成（案）でございます。

このように、新市建設計画（まちづくり計画）の策定に当たりましては、協議すべき項目が非常に多くなることから、今回提案されておりますように、小委員会を設置し、協議会が円滑に進行するよう事前に調査、審議を行っていただくものでございます。なお、小委員会の開催につきましては、協議会において設置が承認されましたら、ただいまご覧いただいております表の一番下を書いておりますように、本

年9月以降毎月1回程度開催することが考えられておるところでございます。また、小委員会での審議過程及び結果につきましては、第1回協議会で承認されました小委員会設置要綱第7条により、小委員会の委員長が協議会に報告することとされております。このことから、小委員会開催後に開かれる協議会において、委員長報告を行うとともに、必要に応じて随時、協議会に諮られ、協議をされることとなっております。本計画の素案につきましては、住民の皆様は合併の是非を判断いただく上での重要な資料となるものでございます。以上が、新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会の設置についての概要でございます。

この提案に対して、委員から「新市の市庁舎の所在地あるいは交通体系の整備、そういったことが明らかにならない状態で、この新市の建設計画が作成していけるのか。」との質問があり、事務局から「今回については、まず前段として、新市の建設計画を策定するに当たっての小委員会を設置するという提案であり、次回協議会以降に新市の事務所の位置あるいは新市の名称も含めて提案する予定」との答弁がされました。また、他の委員からは「策定小委員会が公開で行われるのかどうか。あるいはまた傍聴とか会議録等の扱いはどうなのか。策定状況の公表は具体的にどういう方法で行われるのか」との質問があり、事務局からは「小委員会においても協議会と同じく公開し、傍聴を認める方向で考えている。また、6カ月以内に作成の状況を公表することについては、12月を目途として、作成をした後、小委員会で検討を行い、その後協議会に諮られ、それが承認された後、協議会日よりあるいはホームページなど、住民の皆様方に閲覧できる方法を考える、もしくは協議会としてその内容について簡単にまとめたものを概要版として配りたいと考えている」との答弁がされております。

また、他の委員からは「住民説明会については16年3月から行うとなっており、第1回目の合併協議会が6月に開催されてから10カ月間の経過があり、ちょっと長過ぎる感じがする、大体半年後にそういうものを行っているのが標準的な計画と思う」との意見があり、会長

から「半年という期限は切っておらず、構想ができ上がって、住民の方が理解できる段階で説明する方が一番ベストという判断をしています。」との答弁がされました。また、他の委員からは「今現在小委員会としては、この新市計画の小委員会を提案されているが、今後どういう小委員会の設置を現在予定されているのか。また、合併の期限があるなかで、ゆっくり審議をしていると、住民自身じっくり判断できる期間が少なくなる懸念がある。議会の方に持ち帰っていただくのは当然のことだと思うが、もう少し効率的な合併協議会の運営されたい。」との質問と意見があり、会長からは、「各町それぞれ特別委員会も設置されており、持ち帰っていただいて、議会の議員の皆さん方に慎重審議いただくことも非常に大事なことになるので、その辺をご理解賜りたい」との答弁があり、事務局からは、「新市の名称、新市の所在地、この2点について小委員会を設けることを事務局で検討している。」との答弁がございました。以上が委員からの主な質問と意見でございますが、この協議第10号、新市建設計画につきましても、継続協議とし、次回の協議会で改めて確認することで、委員の了承が得られたところでございます。

続きまして、その他のなかで委員から出されましたご意見、要望についてご報告させていただきます。委員から「合併協議会だよりでアンケートの中身を紹介をするべき」との意見があり、事務局から「アンケートについては、現在、集計分析の作業を行っており、小委員会あるいは協議会に今後報告をするとともに、協議会だよりにも設問の内容、答えなど詳細に掲載したい。」との答弁がされました。

以上、簡単ではございますが、第3回の合併協議会のご報告とさせていただきます。

委員長

企画財政課長から報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

( 質疑なし )

委員長        それでは、私の方から合併協議会において継続審議案件となっております2件について、確認をしていきたいと思います。

委員長        1つには合併方式については、協議会において新設合併を提案されていますが、新設合併ということでご異議ありませんか。

( 異議なし )

委員長        合併方式については、新設合併ということで確認させていただきます。

委員長        次に、2点目の新市建設計画策定小委員会設置案についてですが、小委員会を設置されるについての委員選出の推薦時期等スケジュール関係についてまず、理事者の説明をお願いします。

企画財政  
課長        新市建設計画策定小委員会の委員さんの推薦についてでございますが、依頼文書につきましては策定小委員会の議案の合併協議会での確認後、すなわち9月1日の合併協議会で確認されるわけでございますが、確認をされればその明くる日、各町長宛に推薦の依頼の文書が出される予定になっております。先程申し上げましたように、3号委員、いわゆる議会選出の委員さん1名、4号委員、学識経験者から1名の推薦をされる予定でございます。なお、これにつきましては9月10日までに事務局の方に報告することとなっております。以上です。

委員長        委員の選出については、3号議員の中から1名ということで斑鳩町議会からは議長と、小野議員が合併協議会にいていただいておりますが、議長と小野議員さんの方で、話し合っていており、小野議員さんがいってもらうということをお聞きしています。正式に推薦依頼がありましたら、報告させていただくということで、よろしいか。

( 異議なし )

委員長        それでは、正式に推薦依頼がありましたら、そのように報告される  
                  といことを確認しておきます。

委員長        他にありませんか、ないようでしたら①の報告に関する件について  
                  は終わります。

                  次に、②斑鳩町財政見通しについて理事者の説明を求めます。

企画財政課長    前回の委員会において、松田委員さんよりご質問のございました件  
                  につきまして、ご質問の趣旨を十分満たすものではございませんが、  
                  現時点でお出しできる資料としまして、斑鳩町一般会計財政見通し、  
                  平成16年度から向こう10年間の平成25年度までについて、提出  
                  をさせていただいております。これにつきまして、ご説明をさせてい  
                  ただきたいと思います。

                  資料2をご覧ください。この表は、過去4年間の決算と本年度決算  
                  見込み及び平成16年度から25年度までの10年間の歳入歳出額の  
                  見込み、それと主要な財政指標の見込みを表わしております。

                  まず、この試算の基礎となりました主な前提条件について、説明を  
                  させていただきます。試算の基本となります我が国の経済成長率でありま  
                  すが、これを0%と見込んでおります。また、行財政制度は、現行の  
                  制度に変更のないものとしております。従いまして、この試算には、  
                  いわゆる三位一体改革でいわれております制度改革については、反映  
                  はさせておりません。また、財政調整基金等の基金の取崩しについて  
                  も見込んでおりません。

                  次に歳入の条件であります、町税につきましては、税目ごとの積  
                  み上げとしております。町民税個人では、平成14年度における生産  
                  人口1人あたりの実績額に書く年度の生産人口予測値を乗じて得た額  
                  で算出をしております。また、固定資産税及び都市計画税につきまし

ては、平成14年度実績に対し約6%の減を見込んでおります。

次に、国県支出金につきましては、投資的経費に係るものにつきましては、その事業費から算出をしております。

地方交付税につきましては、普通交付税で平成15年度算定を基準に算定し、特別交付税については、毎年度3億円と見込んでおります。

また、町債については、それぞれの年度において歳出に計上いたしました建設事業費から算出をしております。

次に、歳出でございますが、人件費及び物件費につきましては、平成15年度における総人口予測値1人当たりの予算額に各年度の総人口予測値を乗じて得た額としております。

最後に、投資的経費でございますが、（仮称）総合福祉会館整備事業、JR法隆寺駅整備事業、法隆寺線整備事業、町営住宅建替え事業、史跡藤ノ木古墳整備事業、史跡中宮寺跡公有化及び整備事業等の今後実施が見込まれる事業と道路新設改良事業や土地改良事業の毎年継続的に行われる事業について、その事業費を計上しております。

さて、この表でございますが、まず、収支差し引きをご覧いただきたいと思います。平成16年度では、9億9480万円の財源不足が生じ、以後、平成25年度までに、合わせまして56億6120万円の財源が不足をするということになります。この財源不足に対応するため、基金を充てていくことになるわけですが、平成14年度末の基金残高は、財政調整基金15億9千万円などの積み立て基金28億5千万円、それに福祉基金などの運用基金10億6千万円、合わせまして39億1千万となっております。これら基金をすべて取り崩しをし、補填をしましても、平成22年度には基金も底をつき、平成25年度まででは、まだなおかつ17億5千万円の財源不足を生じるということとなります。

もちろんこの結果は、先に申し上げました前提条件のもとでの推計でございますし、また、財政状況をにらみ合わせて事務事業の縮減やより緊急性の低い事業の先送りや縮小を行っていくということとなりますので、必ずしもこの通りとなるというものでもございませんが、

やはり、現在のような経済情勢が続きますと、非常に厳しい財政状況となるといえます。

このことは、下の経常収支比率にも現れております。経常収支比率というのは、財政の弾力性を示す指標でありまして、これが高くなるほど財政が硬直化しているといえるわけで、100%になりますと、経常的な経費が、経常的な一般財源収入でもってすべて賄うということになるわけですし、残る財源がなくなる。つまり建設事業にまわせる財源がなくなるという数値であります。平成16年度以降の10年間は、いずれも90%を超えておりまして、非常に財政が硬直化しているといえるわけです。一方、町債の償還、つまり公債費の多寡を示す公債費比率、起債制限比率をご覧いただきたいのですが、起債制限比率でいいますと、これが15%になりますと財政が要注意となり、20%を超えますと、ほとんどの起債が認めてもらえなくなるという数字であります。この起債制限比率は、平成18年度の14.1%をピークに平成21年度まで減少し、22年度以降また増加をしていくという傾向がうかがえます。この起債制限比率が14.1%というのは、これだけをみますと、特に公債費がそれほど財政を圧迫しているということではなく、結局、財政の悪化の原因が、むしろ町税や地方交付税に負うところが大きいといえるわけであります。

いずれにいたしましても、今後、財政状況の悪化が懸念されますので、慎重に財政運営にあたってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町一般会計の財政見通しのご説明とさせていただきます。

委員長 説明がありました件について、質疑意見あればお受けしてまいります。

里川委員 今の説明で分かりにくかった点について教えていただきたいのですが、財政見通しの中で、13、14、15年度の3年間で臨時財政対策債というのが期限付きで臨時措置をされた関係があると思うが、当

町においてはその措置について、3年間についてはどのような状況になっていたのか、それと、15年度までの措置について16年度以降の見通し、考え方は限られてくると思うのですが、この15年度末になってくると出されるだろうと思うが、方向について、どういう見通しを持っておられるのか聞いておきたいと思います。

企画財政  
課長

1点目の臨時財政対策債でございますが、資料を調べておりますので後程報告させていただきたいと思います。2点目の16年度以降の見込みでございますが、国の方から全く、何ら方針が示されておられません。恐らく国は、大凡の骨格的な概略につきましては、12月頃には示されるかと思っております。町につきましては、恐らく、鈴財政対策債、この制度が作られた趣旨から考えますと、やはり今後もこのような制度が期限付きで延長されていくことになるのではないかと考えているところであります。1点目ですが、平成13年度は1億5410万円。14年度は3億80万円。15年度は6億8640万円でございます。

里川委員

今数字を聞かせていただきました。一般的に地方交付税が減って、大変という話を世間で、合併推進する方々の中から、そういうふうな形でいろいろ意見が出されているところですが、今の数字を聞かせていただきましたら、地方交付税と臨時財政対策債との関係でいきましたら、両方見ていくと、決して国の措置が数字的に減っている状況にあるというふうには思えない。交付税自身は減ってきているが。国がそういう制度を作って、地方の方へ、地方財政対策債という形で振り替えてきているということでは、金額的には変わっていないし、逆に増えているときもあるし。なぜお聞きしたかということ、全国的に見ても、よその市町村を見ても、起こっている現実があるから、聞かせていただいた訳ですが、それプラス、16年度からどうなっていくのかということも非常に重要であると。15年度までは特例措置があるけれども、16年目になったらどうなるのか、私達は非常にそこが一番

心配している所なんです。特例措置がなくなって、新市になって大きくなった時の、自分ところの市がどれだけのことができるのか、どうなっているのかという見通しと、今後のそういう財政的な見通し。地方財政対策債などの数字がはっきりと見えてこないという中で。要するに国は、いろんな法律の基において、地方が地方独自の、そして基本的な行政を行うための措置を国としてしなければならないという事になっている、国はそういう義務を負っている訳なんです。それでも財政が大変いになってきたら、しんどいのはしんどい。変わらないと思うんですが。私としてはそういうところも、わかるように。隠れた数字があるので、余計にどんどん減っていくばかりの印象が強いと、こういう資料というんですか。こういう資料についても、一般住民の方が見ても分からないし、今の地方財政対策債の関係なんか、全く分からないし。今後は担当の方もこういった問題についても気を付けて、できるだけ分かりやすく、資料の方も提出していただけたらと思っています。何か、減る、減ると、ロコミで、そういうイメージで話が先行していくというのは非常に私としては怖いというのがありますので、より徹底して、調査して、正確な数字、そしてより精度の高い数字をもって住民の方にお示ししていただきたいし、明らかにしていただきたいということを臨んでいるものですから、財政見通しの資料を見せていただく中で、お尋ねをさせていただいた。今後もより分かりやすい資料を作っていただけることをお願いしておきたいと思います。

西谷委員 一般財政、見通しを見て、前提条件を聞いたんですが、素朴に感じるのは、この表を見て、平成21年以降、今の前提条件の中では赤字になるということからしたら、町は、橋上駅舎にしろ、福社会館にしろ、今のような情勢で、こういう財政見通しがある中で、福社会館や橋上駅や、法隆寺線というのはある意味では生活道路の中で、都市計画道路として仕方ないにしても、こんなんを計画すること自身が、本当に町として住民のことを考えて、財政運営を考えているのかとい

うのが、素朴な疑問なんです。仮にですよ、町がこういう状況でも、橋上駅や福祉会館をやろうという意図からしたら、最終的には財政難に、仮に斑鳩町がなっても、7町でガラガラポンしたら、それでいいやなかという、なんかそんな考えかたなんかな。町が、7町で合併なっていこうとして、こういう計画をするんやったら、ある意味では合併特例債の率のいい補助をもらうときにしたほうが、市の財政になっても、その方が有利やのに、何でこんな計画をするのかなというのが、理解できないんですよ。町が財政見通しがこんな中でも、なおかつこういう福祉会館や橋上駅のようなものをやっっていこうという、その辺の考え方をもうちょっと、納得できるような形で説明してください。

助 役

この財政見通しは、提出させていただきましたが、今、西谷委員が言われるように、現状基本構想に基づいて、それぞれの整備をやっていくという内容でございます。その中で、住民のサービス提供というものが必要でございまして、町としては基本構想に基づいた方向をもって示していくのが当然であろうと思います。その中での財政シュミレーションでございます。これから、いろいろ合併等いろいろ議論が出てくるだろうと思います。この協議も現在3回目で、今の方向では、まだはっきりした見通しが立たない状況です。いずれにいたしましても、合併をするとしても、しないとしても、斑鳩町は斑鳩町として、・・・いかなければならないということでございますから、仮に、この財政シュミレーションで進むとしても、財政の健全化に向かった形で、その年度、年度の財源を基に進めていかなければならないと思います。それが一番大事なことでありと思っています。

西谷委員

助役が言われるように、確かにマスタープランの中で、こういう計画は載ってましたし、必要だと思いますしね。そうだけど、それは金があつての話であつて、財政がこういう状況の中でマスタープランには載ってるけど、少なくとも例えば、10年以内に計画しているんやったら、それをある程度、時期をずらして、財政的にもいけるような

状態の部分で、計画すべきやないのかな。仮に議会からやれやれといわれても、財政上、財政的に破綻を来たす云々で、行政側として跳ね除けて、期間を延ばすような、そういうようなことは逆にいったら、必要じゃないのかなと思うんですよ。だから、助役が今言われた、合併なるかどうか分からない。分からないとしたら、斑鳩町がこのまま行ったら、当然このシュミレーションでいったら、破綻するわけでしょう。そういうのが分かっている、片方で橋上駅、昨日でしたら18億から20億ぐらい掛かる。総合福祉会館もいれたら、50億以上の費用がかかる中で、そういう計画を今現在、さあ来年からやろう、或いは今年からやろうというような、その姿勢と財政見通しの部分が、全然整合していないと思うんです。どっちかという、あくまでも現状の中で、前提条件がありますから、この中でもっとカットできるものがありますから、カットしていくんやとしても、こんな40億も、50億もするような事業を計画して、この財政見通しというのは有り得ないのかな。そんな考え方をすること自身が、抜本的に間違っているんじゃないのかな。もう家計が不景気になってきて、例えば年収600万くらいしかないのに、家族がいるから大きなテレビも買うねん、別荘も買うねん。そんなことを言ってるような気がしてならない。財政をもっと住民に知らして、確かに住民はあった方がいいことは事実で、皆ほしいと思いますけれど、財政はこんな状態ですというのを出して、住民に理解してもらうことの方が先やないのかなと思うんです。そうやないと、合併なって、ガラガラポンなって、市になりゃええけど、もし仮にそういうことにならへんかったら、造るわ、財政難であと経常経費だけでなにも事業できません、というようなことを今無責任に議会がこんでいいというような事にはならへんのちゃうかなと思う。その辺をもっと、こういう財政の見通しが出ているんだったら、もっと町としては他の考え方せなあかんのちゃうんかなと思うんですけどね。

助 役

この見通しが、先程申しましたように、判断しますと取り敢えず西

谷委員がおっしゃるような形になる訳ですが、我々といたしましては、住民へのサービスを怠るわけにはいかない。そういうことを含めながら、各年度、各年度の財政運営についての見通しを十分考える中で、知恵を絞って、歳入歳出が釣合うような形でやっていく。これは事実でございます。そういう中で、これから総合福祉会館なり、駅前整備等については、財政の状況を見直して、知恵を絞って、適切に破綻をしないような形でやっていくように考えております。そういう方向に進めていきたい。財政課長が申しましたように、財政対策債も15年度6億、借金しているわけですが、これも今のところはっきり分らないけれども、対策債もずっと続いていく可能性もあることもございます。これからの見通しは分からない。ただ逆に三位一体改革の中で、これ以上のきついことが来るかも分からない。そのような状態を見る中で、きっちりと財政運営をしてやらないと、今西谷委員がおっしゃるような破綻する訳です。破綻するということは、大きく町民にご迷惑をかける。ご迷惑をかけるような運営はできないということでございますから、慎重に議会の皆さんとの協議の中で、進めていきたいと考えております。あくまでも、今回シュミレーションの見通しを見る中では、西谷委員がおっしゃっていることは単純に考えるとそうだと思うんですが、この中に中身の問題がございます。中身をさらいながら、整理をして、住民にご迷惑をかけないような運営をしていくということで、常に我々は知恵を絞っておるということでございますので、その点ご理解願いたいと思います。

西谷委員 助役の言われることは、一見聞いていたら、そうだなと思うんですね。ただ、この数字を見る中で、仮に必要経費を大幅に削減しても、今抱えている事業が何十億の事業が・・・、これが国方針ががらっと変わるにしても、今よりも国から地方へ金が余分に落ちてくるという可能性はほとんどない。或いは町税にしても、そういう伸びは現状ではほとんど考えられない中で、こういう合併協議会の中で、こういうことを言うのは筋違いかも知れないが、こういう財政見通しがある

中で、もうちょっと慎重に福祉会館にしても、それほど今の財政状況を見たら、あせってする必要はないのちゃうかな。もうちょっと時期みやなあかんのちゃうかなという気がいたしましたんで、一応、意見ということで。

委員長 他にございませんか。

小野委員 前回の委員会の約束で、財政見通しということで一覧表出してこられて、どういうものを出していただけるのかなと、もう少し分かりやすいものかなと思っていたが、課長の説明で、西谷委員がおっしゃるように、私も議員にひとりとして、これは考えないといけないのかなと、今までの議員としてのいろいろな住民のために、いろいろ執行部側へ要望出したり、事業計画を進めるように図りかけたりしてたけども、考えなければいけないんだと率直に感じました。ただ変な質問になるんですが、このような見通しということは、いろんな委員会もありますし、決算審査特別委員会もありますし、それらの所にこういう見通しという形じゃなくて、シュミレーションさせてたこともあったように思うんですが、その点どうですか。

企画財政課長 確かに財政計画の見通しという形で、今まで再三出させていただいております。ただ、現在出させていただきました見通しにつきましては、今考えられている事業を全て出した見通しでございますので、実際にこれをもって財政運営を行っていくという、そういう計画の見通しではございません。

小野委員 そういうことでなかったら、私らも、こういう形を全て出されたら、先程上がった事業なんか中止せよと、そういう強いことはいわれのないのかなと思うんです。先程里川委員がおっしゃった地方財政対策債ですね。それらでカバーしてきたんだということも考えられると思うんですが。これはあくまでも借金ですね。だから、それらについては、

この中に入れていくのは、今までに受けていたデータと同じ事で、ちょっと不味いのかなと。借金を次世代につなぐということも、避けていかなければならないのは私達の今の役目でもあるし、そういう観点から、財政見通しは暗いということを認識しています。先日新聞紙上で、大淀町が特別委員会で21年度に破綻するんだと。21年度に大淀町の基金ですか、基金が70億ある。そういうことも同じような特別委員会で報告されたという新聞があるんですが。その時に議員より財政再建委員会を発足させるなど、検討していくべきじゃないのかと。私も西谷委員がおっしゃるような形であれば、事業の見直しもあるやろし、財政再建委員会というんですか、それらも含めた、そういうのも立ち上げていくべきじゃないのかと思うんです。ただ単に、今打ち出している事業をみんな縮小するとか、先送りしていくとか、そういう簡単な事じゃなくて、見直しも含めて、財政再建委員会。この新聞記事によりますと、大淀町長によりますと、今はそのつもりはないということで締めくくってあるので、その真意というか、大淀町長の思いというのは分からないんですが、同じような状態で説明を受けたと思うんです。22年度に、現在ある39億1千万の基金が数字的にゼロになると。そういうことを今聞かせていただいたら、やはり同じ質問をこの場所で私はしたいと思います。そういう財政再建委員会を発足させる気持ちはあるんですか、今の時点で。どうなんですか。

企画財政  
課長

財政再建委員会ということでございますが、確かにこの見通しが示すように、今後の財政計画というのは決して楽観できるものではない、厳しい財政状況でございます。ただ、このことが直ぐに今、そうなるといったものでございませぬので、現時点でそういったことを考えているということは考えておりません。ただ、今後いろいろな事業を十分に精査をし、必要な事業はやっていく。そういった中で、尚かつこういった状況になると予測されとなれば、その先はそういったことも考えていかなければならないと考えております。

小野委員 以前から、7町の合併協議会ホームページの中の、Q & Aの中でも、最後に、私達の町が合併しなかった場合はどうなるのですか、ということで、クエスチョンがあって、アンサーとして、現在でも多くの借金を抱え、今後も多くの税収が見込めない中で、少子高齢化が進み、地場産業の低迷などが続けば、今よりも更に厳しい行財政運営が求められます。その中で現在と同じ水準で行政サービスを提供していくことを考えなければならない。これが財政再建委員会ということになってくるのかなと考えるのですが。同じような見通しということについては、やはりそういうことに陥っていく可能性は高いんじゃないのかなと、私は今の時点で考えていますので、その後の合併との問題についても、いろいろこれから検討させていただきたいと思うんです。

委員長 他にありませんか、ないようでしたら②についてを終わります。次に、その他について質疑、意見等あればお受けしてまいります。

西谷委員 前にもちょっと触れたかと思うんですが、住民の人の中で合併について、いろいろな意見があるわけで、その中で実際に斑鳩町の……、例えば水道料金どないなんねんとか、保育料どないなんねんとか、幼稚園どないなんねんとか、結構いろんな住民の方というのは、すごく身近な問題が大事だと思うんですね。そこで、一覧表で、上に7町書いて、横の項目で例えば、保育料が通常の所得割とかがあると思いますんで、通常の所得の所帯で、モデル的な部分で幾ら、或いは水道料金でモデル的な地域で幾らという形で、具体的に今ある各町の格差みたいなものを、現状として知らして欲しいんですよ。その中では、例えば、町営住宅は……、住民一人当たりの税収がどれぐらいで、滞納は一人当たりどのくらいという、細かい歳入に関するもの。或いは、住民が支払わないといけない、都市計画税とか含めて、7町の行政の行っている現状みたいなものを次回ぐらいまでに資料として提出していただきたいのですが。

企画財政課長 おっしゃっている、7町の現状の横並びの比較ということだと思うんですが、これにつきましては合併協議会の、所謂新市建設計画の策定をする中で、先程申し上げましたように、1260事業の各町の摺り合わせをしておるところでございます。そういった中で、現在未だ、表が取りまとめられておりませんので、次の機会にということには無理があるのかなと思っておるところでございます。

西谷委員 それではいつ頃になると、このような表が出来上がってくるのか。

企画財政課長 概ね9月末ぐらいにできるのかなと思うのですが、ただこの資料は合併協議会の方で取りまとめられた資料ですので、直ちにこの斑鳩町の議会に提出ということについては、どうかと思いますので、それにつきましては協議会の方で協議して、お諮りをしたいと思います。

西谷委員 課長の立場としたら分かるんです。実際に、合併協議会、傍聴も可能な中でやっている中で、その情報というのは全て住民に知らすべきやし、同じ情報を理解した上で、行政も住民も合併するか、しないかについて議論すべき。その中には、最低限そのくらいの資料は必要だし、町の公債、借金がどのくらい、町民一人当たり、どのくらいあるとか、どのくらい返していかなん。斑鳩町も他町との比較をやりながら、具体的な数字で表すことによって、相対的にこういう状態になったら、各7町になったら、基本的に一番高いところの水道料金があって、一番低いところがあって、まあこの辺で落ち着くか、といういろとそういうシュミレーションを住民ながらに、合併についていろいろなデータを基に想像はできると思うんです。その為にも、当然私は必要だと思いますので、是非とも合併協議会の資料だから、議会に出せないというんじゃなくて、合併協議会に出た資料は全て、各議会に出して、それを基に議論をする。或いは住民にもその資料を、できるだけ公に公表をしていく。そういう姿勢でやっていただきたい。暗に、合併ありきで進んでいるんだったら、そういう情報を操作しながら

ら、できるだけ出さないようにということも、意図として考えられるでしょうが、そもそも合併の是非も含めて検討する協議会であるはずですから、是非とも資料は出していただきたいと思います。

企画財政課長 おっしゃることはよく解るわけです。全ての情報を住民に提供するということがどうかと。例えば、私どもの事務事業の調査をいたしましたところ、それだけでも千数百ページになったわけでございます。これを7町合わせますと、恐らく1万ページになると言われております。そういった中で、事務事業を選択し、提出すればいいわけですが、これについての作業も大変な作業になってくる。そういったことでできるだけ住民の方に必要な情報等、お知らせすることは重要なことでございますので、そういったことは十分考えさせていただきたいと思いますが、情報を直ちに出すということは、ちょっと難しいと思います。

西谷委員 全ての情報を、どれが出すべき情報で、どれが出せない情報かは、ある意味事務局で判断させるのに困ると思うので、次回までにこういう項目をというのを具体的に考えて、提出しますので、その分について出せるかどうか検討していただきたい。

委員長 次回までに出せるかどうか、検討していただきたいということですが、いかがですか。

企画財政課長 ご要望の内容の項目にもよると思うんですが、7町ということでございますので、他町の紹介等々ございますので、できるだけ努力はいたしますけれども、全て必ず満足にということは、今の段階ではご返答いたしかねます。できるだけことはさせていただく。

委員長 西谷委員の今の質問を受けまして、私から質問させていただきます。今の財政シュミレーションは見させていただいて、小野委員からも西

谷委員からも、もう少し分かりやすいシュミレーションかと思ったけれどということで、今西谷委員の方から、他町との比較したシュミレーションは出ないのか、それを来月の委員会でということでしたが。

委員長 違う。

委員長 7町との比較した、シュミレーションを出して、……。

西谷委員 シュミレーションじゃなくて、現状の、例えば水道料金だったら、斑鳩町はこれぐらいだけれど、他より安いのか、高いのか。比較ね。

委員長 失礼しました。他町との分かりやすい、生活に密着した料金の分かりやすい説明が出ないのかということだと思います。それで、実は他町では既に、シュミレーションが出ております。今、藤原課長が時間がかかる、1万ページということですが、他町の議員が調べて、町長と議会も通して、既に3月の説明会までには、法定協の説明会までには2回ほど、町民に対して説明会を開きたいということも、言っております。ですから、既に他町ではそういう動きをしているということも、考えられるわけであって、今、藤原課長が言った、かなり時間がかかる、期限が決められないというのは、ちょっと勉強不足なのかなという気もしますが、実際私の手元にあります、市下水道料金、介護保険、財政。介護保険と下水道料金は7町の比較出ています。町として住民に対して分かりやすい説明会ということで、情報説明と言うことで、出ますか。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時12分休憩)

(午後3時15分再開)

委員長 再開いたします。私の質問の中で、先程西谷委員が理事者側の方に解りやすい、生活に身近なものについての、解りやすい説明をしていただきたいと、そういうものを出していただきたいということなので、西谷委員の方から具体的なものを理事者の方に出していただいて、それをご回答いただくということですが、その期限については、お答えできますか。

総務部長 今、休憩中に申し上げておりましたように、どんなものでいただくのか、内容によって出せるものと、今すぐ出せるものと、直ぐではないけれど暫くしたら出せるものといろいろございますので、内容を見て、西谷委員さんにご返答させていただくと、委員会を通じてご返答させていただくということになろうと思います。

西谷委員 できたら、9月委員会の中でそれぞれがこんな項目聞きたいというのを持ち寄って、委員会としてこういう項目を知りたいというのを考えてもらった方がいいん違うかな。

委員長 今、西谷委員の方から提案として、西谷委員はご自分の委員としての発言をされましたが、各議員が9月の特別委員会の時に、こういうものを出してもらいたいというものを各自出してもらって、そこで皆の委員の中で検討したらどうかということだと思いますので、皆さん意見ございますか。異議ございますか。

( 異議なし )

委員長 ないということで。

議 長 西谷委員の意見に対して、反対、賛成別として、向こうへ行っているものとしての考えとして、例えば今、町がいつているものが、先に出してきたとしましょう。ところが、合併協議会でいつているときに

は、その話出ていない。その時に数字が出ていなかったら、合ってこない時があるだろう。その点私、どうかなと思うんですが。やっぱり、向こうへ行って、その中で、そういう話はこれから煮詰まってくると思う。煮詰まってきた、我々の今心配していることが向こうで。

委員長        ちょっと待ってください。

議 長        合わないことがあり得るというねよ。出てきたものが、我々がまだ向こうに行って、全然協議していないの。うちの委員会としてのやり方ということで、とってもらったら、有り難いなと思うけれども。

委員長        今議長の方から、斑鳩町のこの特別委員会の中でそれを取り上げる。そのように私も解釈しているんですけども、それについて。

里川委員      私達は市町村合併についての調査研究をするための特別委員会として、この委員会ができてやっている訳なんです。そういう意味で7町の比較をするために、さっきも言いましたように、こういった料金だったらどうなっているのか、各町でどのような違いがあるのか、考え方に違いがあって、こうなっているのかとか、というのを幾つか焦点を絞って、各議員さん達がこれはどうなっているのかと思うような部分については、私達の調査研究として、7町の比較をしたいということであって、だいたい町がやっている事業、料金体系というのは、ほとんど条例や規則をもって、出されている問題ですので、直ぐ出てくるような状況だと思います。今、議長がおっしゃったのは多分、1260の事務事業の細かい部分までのことで、最初に藤原課長がおっしゃったことのところで、引っかかっておられるのかなと思うんですけどね。我々はあくまでも、調査研究のために7町比較をする項目を出していただいて、答えられるものについて、行政側から答えていただくということに進めていただけたら、委員会の目的として調査研究ができるんじゃないかということで、資料をお願いしてるんだろう

と思いますし、私もそういう資料があった方が新人の議員さんも多いですし、いろいろな行政の比較をし易いというふうに思っていますので。ただし、次にこんな項目といっても、その項目については、資料が出せないと言われる問題もあるかもしれません。そういうご回答いただいた分については、仕方がないけれども、できるだけ皆さんからこういう項目について知りたいということになったときには、是非そういった資料を出していただきたいというふうに私は、今の議論の中で、思っておりましたので、お願いしたいと思います。

議 長

私が言っているのは、あわないと言うのは数字の面とは違うんですよ。今、言っているように我々自体が、向こうで未だその話、全然やっていないわけ。斑鳩独自で研修していくというのであれば、私は反対ないわけです。先程藤原課長が言っていたように、出せるものと出せないものがあると。調査して出してくると、うちで検討しているものと、向こうで検討しているものと違いが出てくると違うかなと言う点のあわない点と言っているのよ。先程言ったようにあるものを研究してもらって、出してもらったらええの違う。理事者言っているように、出すと言っているのであれば、出してね。いいのと違うの。それ以上のことなにも、

委員長

議長おっしゃってますが、一応理事者の方は、項目が出ないと出せないと言ってる訳ですから、こちらからの項目が出ないと出せないと言っている訳ですから、それを皆さんで、9月の定例会の時に持ち寄って、ということですが。

松田委員

結局、混乱しているんだと思うけれど、今、言われている関係というのは、現行の体系の中で、住民負担を受けている関係、或いは料金負担をしている関係についての、各7町の関係についてですね、一覧表みたいなものをもらえませんかと言っているわけでしょ。出せるもの、出せないものと言うけれど、そのくらい多くないと思うんですよ。

大きな問題で言うんだったら、かけてるとか、かけてないとかの関係で、全般いったらね、都市計画税の関係がひとつあるね。料金の関係から、水道料金の関係とか、保育所の関係とか、そういう関係についてもあるし、これも随分段々あると思うんです。もっとも気になる関係というのは、介護保険の関係があります。認定の仕方は一緒ですが、料金の体系、補償の仕方は違う。こういう関係幾つかあるでしょう。そういうものをできるだけ、具体的に解るような関係で、現在適用しているものを並べて出してもらえませんかというのが、趣旨でしょ。そうであると、解るとか解らないとかという事じゃなく、その後議長が言われているような関係。その関係で上を取るか、下を取るか、どうしていくかという関係になってきたら、これは協議会の仕事である。それまでの関係で、現在どうなっているかということについて、我々十分把握できる・・・ということ言ってるんですから、出せる資料は出したらいいし、我々がこれこれ出せと言わなくても、町がこのことについて大体解るなと言う関係の資料だったら、何も出して差し支えないし、拘る問題でもないんじゃないのかなと思うんです。だから、このところきちっとしておいて、後先の関係、ごっちゃになって、言っているのを、整理をしておいて、それまで・・・、あれば、なんにも個々に言って、出してもらって、来月とか大層なこといわないで、・・・、どういう差があるか、どこが一番低いか、どこが一番高いか。水道でも結構段差があるんですよ。そういう関係などについて、出せるものだけ比較して出してください。それは基準は一体何かというと、住民がより内容が解りやすいようなものをということをつけている訳ですから。大体解るのと違います。現行適用している問題のものです。新たなものを出せと言っているのではないのですから、そういうことで理解をして、整理をしてくれたらどうですか。

小野委員      法定協のメンバーとして理事者側が答えるのかなということもありますが、先程の議長の発言と同じようになるのかなと思うんですが、合併の方式のところで、委員の中からも質問があって、答弁があって、

覚えておられると思うんですが、市街化区域内の農地の宅地並課税について、どうなるんだという、合併の方式のところで質問されたんです。その時、事務局か会長か、どちらかが、次の合併協議会に協定事項の中の、……税、それらのことで、協議会に提案しますということですよ。例えば、下水料金とか、保育料というのが、次の会議で出される可能性がある。今、事務局の方で整理しておって。それが出されて来た時点であつたら、今までどおり、全部同じものをコピーして出してきて、議事録が、昨日もホームページ開いたんだが、まだ、3回目できていなかったんです。部長も、藤原課長も当然傍聴に行ってもらってますから、きちっと報告してくれてるなあと。自分自身もメモしている中で、こういうこともあったなあと、理解が違ったなということもあるから、そういう意味で、協議会で正式に出た場合は、出た時点だったら、出しましょうと。そういうスタンスじゃないのかなと思う。それが今未だ出ていないのに、出してくれと言われたときに、資料を出せないという、断る可能性はあるんです。見せないという事じゃないんです。時期が、向こうの方が進みが遅いんです。協議会が。慎重に慎重にやっている。今日の報告の中にある、合併の方式なんて、新設合併なんて、当然だと、みんな委員は思っているんです。だけど、事務局、会長にしてみても、一旦継続にしますので、確認します。斑鳩の特別委員会でも何も意見でなかったし、新設合併というのは当たり前前の話だと。編入合併についてはいろいろ問題があるから、もし、編入だということになったら、議会でもいろいろと議論しないといけないだろうし、合併について新設か、編入かという、当然7町はどことも、新設だと。委員さん方にも、そんなんして1回送らなくても、第3回で結論つけたら、直ぐに済むのと違うのかというような、意見を言われた方もたくさんおられたんです。そのことが、今日の今の議論になってくるのかなと、そのように思うんです。だから、協議会に出ている資料は、そのままストレートに出ています。勿論公開していますから。例えば先程から出ています、下水料金とか、というのも、次回に多分出るだろうと私は思っています。幹事ある部長はもっと早

く、情報は持っていると思うんですが。幹事会を経て、いつの協議会に協定事項を出すというのをきちっとできていると思う。その今データ集めとか、資料を作っているんじゃないかなと思うし、次の9月1日の議案は未だ来ていないので、はっきりしたと言えないですけど、近々委員の手元に来ると思いますから、それからだったら出せるんだと言う事じゃないのかなと思うんですが。どうなんですかね。

総務部長　今回、先程申し上げましたように、小委員会を設置していくというような段階でございますので、それから、それぞれ合同で、案件が出されてまいりますので、今の段階においては、幹事会においても内容については承知いたしておりません。

委員長　休憩いたします。

(午後3時31分休憩)

(午後3時34分再開)

委員長　再開いたします。

先程の西谷委員からの、解りやすい説明を出してください。松田委員からもそういうものは別に次の委員会で持ち寄らなくても、理事者の方から出せるものは出してもらったらどうだということです。その件について理事者の方からお答えをください。

総務部長　当然我々としては、そういったものは知り得ている情報でございますので、情報を取りまとめて委員会の方へ提出させていただくということで、参考にしていただいて進めていただいたら、結構かと思いますので、そういう方向で準備させていただきます。

委員長　ということは、こちらの方から項目を出さなくとも、出していただくということですね。

総務部長     その分については、我々は承知しておりますので、それを取りまとめて出させていただくということで、準備させますのでよろしく願います。

委員長       次の9月の特別委員会までには出るんですか。時期的にはどうですか。

総務部長     極力、その方向で努力させていただく中で、正副委員長さんと相談させていただきたいと思います。

委員長       他にございませんか。

吉川委員     今日、町長が居られないので、町長に聞きたかったんだけど、3役で答弁してもらいたいが、町長が、会合の席上で曖昧なことを言っておられる。協議会できて、協議会で審議してもらっている。もし、合併するならばこういう方法でいこうということで決めているだけで、また合併するとかというのは別問題である。うちの町長は、斑鳩町独自とか、4町とか、いかがわしい発言をあちこちで聞く。どういう気持ちで言われているのか、町民を一番混乱させる原因になっていると思う。ある程度合併協議会で協議されて、決まってから言われるのは結構だけれども、今7町でやってもらっているのに、その時期に、あちこちから、吉川さんどうなっているのと聞かれるわけです。実際にそういうことを感じておられるかどうか、答弁ください。

助  役       その場に私は居たことがございませんので、分かりませんが、恐らく、町長はそのようなことはおっしゃってないと私は思っております。今、7町の合併協議会が進んでいる中で、・・・・、その事を重視されて、・・・・このように思います。生駒郡構想は以前にはそういうことも言っておられたようですが、今は7町による合併についての、

合併協議会の中での・・・ということで認識されていると、このように思います。

吉川委員 収入役どうですか。聞いておられませんか。

収入役 私も直接、そうした町長の発言というのは聞いておりません。

吉川委員 直接、私も聞いてないんです。しかし住民の方から聞くから、確かめている。だから、町長に確かめたかった。私も気持ちの中では、そこまでは言われなだろうと初めは思っていたが、何回も聞くので。どこの会合で何と言われたか言われたら、言いますけれど。そこまではしたくない。私達が発言するのと、町長が発言されるのと、違いますから、町民に与える影響というのは。その辺はきっちり把握して、やってもらわないと困る。今ここでも、合併がいいのか、賛成だとか言っていないわけです。いろいろ調査し、町民の皆様にも、できるだけ資料を出して、西谷委員が言われて、皆さんから出ているやつもその一つだと思う。もう少し慎重に発言してもらわないと、困ると思うんです。助役さんも、収入役さんも言われたように、そういう答弁になると思う。助役さんに頼っておきます。吉川がこう言っていたと言っておいてください。

助 役 これははっきりしておきたいんですが、この6月議会に、三木さんの一般質問で町長が答えているわけですね。その時の三木議員の質問には、町長の中で生駒郡4町構想は持っているのかと、こういう質問をされています。その答弁として、町長は広域7町の住民により、合併特例法に基づく住民発議。そして、7町の各議会で設置決議され、6月8日に、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町合併協議会が設置されました。この合併協議会の中では7町の合併について協議されていますが、合併の是非を巡って、様々な合併パターンや新市の名称などについて、議論されているものと考えており

ます。町といたしましては、市町村合併の先は、将来の同じような問題でありますので、町民の皆さんの意向に添えるよう合併の是非について一定の結論を出してまいりたい、ということですから、7町を主とした考え方を持っておられるということの答弁と、考えております。私達もそのような考えを持っておる。こういうことでございます。

吉川委員      こちらから聞かれて、町長が1対1で言われるのは構わないと思います。しかし、会合で何も聞かれていない。こちらから合併について聞いておられない。しかし、言っている。だからみんなびっくりして、電話がかかってくる。もう少し慎重にこのことはやってもらわないと。それだけ町長に出ていたということだけ、言っておいてください。

委員長          今、吉川委員から町長に対して、訂正お願いしておきますということですが、9月の特別委員会においては、町長の日程にあわせて決めています。9月の特別委員会においては町長が出席されるものと思います。ですから、今吉川委員が聞かれている内容については、実は他の委員からも耳にしております。吉川委員は聞いていないということでしたが、実は私は残念ながら、本人から聞いております。ですから、町長が9月の特別委員会の時に、どのような場でお話しされるか、もう一度お聞きしたいと思っております。

他にございませんか。

里川委員      今日出た資料の中で、ちょっと気になったのが、資料1-2の中で、市制と町政の主な相違点というところで、出していただいたんですが、福祉のところ、福祉事務所ですね。必ず設置しなければならないというふうに、市制となった場合、なってます、そして、社会福祉法の方にも第14条にそのように書かれているということなんですが、私の認識が間違っていたのかなというのが、気になりまして、ここの正確なところを教えて欲しいんですが。奈良県の各市ですね、市独自で福祉事務所を持っていたか。資料を見て疑問に感じたことなん

ですけれども。資料を見て福祉事務所の事が書かれていたので、ちょっと、その事が気になったのと、構想の中で、今回の合併でいくと7町で15万都市だということで、これまで合併の議論の中では専門職の職員の問題もよく出てくると思うんですが、15万ぐらいの都市になって来ましたら、専門職の職員というのは一体どういうものが考えられるのか、参考に聞かせていただきたいと思います。

企画財政  
課長

1点目の新市の設置の件でございます。この資料の4ページをご覧ください。4ページに社会福祉法の抜粋が載ってございまして、福祉事務所の設置ということで、第14条にございます。都道府県、及び市（特別区に同じ）は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならない。ということで、必置規定になっております。ただ、県下でそれが全て設置されているかということにつきましては、承知をしておりませんのでご了解いただきたいと思います。専門職の設置ということでございますが、例えば人口15万以上の市になりますと、公平委員会が人事委員会になります。そういった中で、職員の必置ということが考えられます。

里川委員

前段については確かに必置ということになっているんですが、私に認識の中では各市に全部になかったような気がしたので、今後のいろんな協議をされる中で、その事について、奈良県全体でもどういう状況になっているのか、把握についても事務局としてもお持ちいただきたいし、私としても、こういうふうにはっきり書いていただいているから、この辺の問題についても気になったということです。ですから、必置されているのか、されていないのかという確認は、担当としても掘っておいていただきたいのと、掘っていただいた状況についても聞いておきたいと思います。専門職について、公平委員会が人事委員会に変わることについての人員配置ということをお願いしていたのですが、組織的な問題もそうですが、それプラス、いろんな技術職であったり、町レベルであったらおいてないけれども、市であったら、こ

ういう専門職をおくであろうと想定されるもの、そういったものはどういうものがあるのか、認識不足なものですから事務局でご存じでしたら教えていただきたいと思います、お尋ねさせていただいた。

企画財政課長　　まず1点目の県下の市が全て福祉事務所を設置しているかということと、専門職のどのような具体的な例があるかということでございます。これにつきましては次回の委員会にご報告させていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

委員長　　他にございませんか。

飯高委員　　合併協議会のホームページなんですが、合併Q&Aがございます。今、5項目Q&Aということで出ていますが、今後、これは数が増えるんですか。その中に質問コーナーということで、ご意見コーナーとあるんですが、それがいわゆるQなんですか。その辺ちょっとお尋ねいたします。

委員長　　今の質問聞こえましたか。もう一度お願いします。

飯高委員　　ホームページですが、合併Q&Aがございますね。その項目が今、5つあるわけですが、今後増えていくんですか、それともご意見コーナーの中で意見が出て、それがいわゆるQという形で増えていくのか。

企画財政課長　　お尋ねのホームページのQ&Aについてでございます。おっしゃいますように、ホームページの中でメールが自動的に行えるということで、質問をそこでする、それが事務局の方へ届くということになっています。これに対しまして、特殊なものは別としまして、主な皆さんが知りたいと思うような内容につきましては、整理をして順次、載せていくというふうに聞いております。

小野委員 当初資料でして、Q & Aというのがあって、5つの項目で。昨夜アクセスしてみたら、同じものしか増えていないんです。当初のQ & Aのコーナー、だから増えていないのかなと。その中でご意見コーナーというのが入っていて、それは当初なかった。その中には2つ、意見が出ている。これに対して、これからホームページを作っていく中で、合併協議会の方では、どういうあれをするのか、疑問に思っていたから話をしていたが、このご意見コーナーで、例えば2つ目の意見、市町村合併は必要なんですか。合併したら一番喜ぶのは誰ですか。厳しい環境の中、財政状況の悪化している県や町じゃないかと思います。ちょっと意味が分からないんですが、町や県が合併したら喜ぶというのは何か分からないんですが。一般市民は少しでも楽に生活できるのですか。こういうご意見がそこに入っているんです。これに対して、Q & Aの中へ協議会として答を作っていないといけないのかなという、そういうような疑問があるんです。だからその事に対して、町として何かお聞きなのか、Q & Aを増やしていくように働きかけますというようにしてもらえるのか、お聞きしたいです。

企画財政課長 先程もお答えしましたように、寄せられましたご質問に対しましては、できる限りQ & Aの中でご回答していくというふうにされておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

浅井委員 アンケート調査の中で、7月28日ですが、回収の結果50なん%と言われたんですが、これを受けられた方から、先日私、ちょっと文書で打ってもらった、住民にとって重要な問題ですから、まあ、合併問題ですね。合併した場合、しなかった場合について、……の条件を考慮して、そのメリット及びデメリットを記入した一覧表などを分かりやすくまとめて、公表して欲しいと言われております。住民には判断する術も全くありませんから、藪から棒に質問されても答えようがないと思います、ということを言われているということは、アンケート調査が回ってきて、自分が何人かにひとりにこのアンケート調査、

回っていますよね。だから回収率も悪いのかなと思いますし、この人はそういうことを言っておられますし、自分たちでしっかりと考えて、データを基に、現状のまま7町合併後の推定状況と、綿密な比較検討をしたいものです。やはり、比較したいということ、先程西谷委員が言われた資料を出していただいて、7町の比較をしたいと。例えば水道料金、斑鳩100円だったら、よそが80円とか90円と、これを合併する前に、よそは高いんだな、うちは安いんだなと。どうなるかということを住民の方が一番知りたいと言われておりますので、行政内部の比較を住民に分かりやすく出していただきたいと思います。アンケート答えられた方から私に、こういう文面で送ってこられたんですが、藪から棒のアンケート調査でどうしていいか分からないと言われたので、回収率50なんぼだったら、いいかなと思うけれど、そういう意見ですので、今後7町の行政内の、皆さんに見てもらって比較できるような感じにして欲しいなと思います。

委員長 浅井委員の意見ということでよろしいですか。先程西谷委員とお話したやつと一緒にございますので、できるだけ早い資料の提出をお願いしておきます。

松田委員 この場所で質問する内容として適当かどうか、迷っているんですが、合併後の議員互助制度に伴う年金の取扱いについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。ここで答えられるなら答えていただきたい。適当でないなら別の場所で結構なんですが。合併によって議員定数が当然にして、大幅に削減されます。議員の互助会制度による年金支給対象者が急激に増えるんだろうと思うんです。合併することによって議員を辞めていきますから。そうしますと、急激に年金資金というものが必要になってくる。しかし、今言われているような状態で、議員が合併によって削減されていくと、その資金が凍結してしまうおではないかというふうな事が心配されると思うんです。従ってこのことなどについて、合併問題とあわせて、全国の議長会などで議論され

ていると思うんですが、議員年金制度を合併問題と兼ね合わせて、一体どう対応しようとしているのかについて、分かっているのだったら聞かせて欲しいし、分かっていないのだったら、ここで適当でなかったら、よそでお聞きしますが、その点についてどうなんでしょうか。

事務局長 松田委員の方からご質問ありました、議員互助年金制度については全国議長会の方では審議はされており、詳細についてはこちらでできるだけ早く収集させていただくようにして、議員の皆さんにお示しさせていただきたいと思います。後ほどということでもよろしく願います。

西谷委員 前回の時に、合併の是非についても住民投票で、ということを発言しているが、そういうことは文書として住民投票をやるということにはなっていないということの話であったんですが、確かに文書としてはなっていないのですが、私らが実際に、その時には松田委員がその関係の主旨説明の中で、全員が理解受けたのは、住民投票が住民の意思を反映するのは、住民投票だという理解で、理解していましたので、3月にやりましたので、メンバーは随分替わっていますので、改めて、住民投票やって、住民投票で決めるのではなくて、住民投票をやった結果を参考に、最終に決めるのは議会に間違いはありませんが、住民投票で住民の声を聞くという部分は、お互いに同じ共通認識をできたら、していただきたいと思う。住民の皆さんに諮っていただきたい。

委員長 今、西谷委員の提案は、前回の委員会で住民投票について、委員の中では住民投票ということは認識しているけども、活字になっていない。小野委員の方からそういうお話がございました。引き続き住民投票については継続ということで話は終わっていたと思います。今、西谷委員の方から、住民投票について今までの流れの中では、住民投票をするというような認識を持っているということなので、その分について委員会でもって、諮ってくれということなので、議題とさせていた

だきます。意見ございませんか。

小野委員　飲み込みが悪いかもしれないが、住民投票条例を制定して、今の場合だったら、是非を問うと。協議会の中でもそういう質問はあって、どうなんだということで、住民投票条例を斑鳩町議会は制定して、皆さんに聞きますと。その結果、それは法的にないということで、それを参考に合併協議会が開かれて、進んでいく中で、最終的に議会へ7町での合併について、どうかということを問うてくるので、それを議決しないかん。その時点で自分らが、そうしたら仮に聞くんだということで。今の時に、先程からのいろんな議論の中で、常に出ているのは、住民に対しての情報が少ないのに、もっと増やせ、増やせと。先程、私も意見としては引っ込めたけども、協議会が進めているのを順序を追って、協定事項も全部上げて、それを出していく。そしたら、その事が、その事よりもっと違った資料というんですか。進んでいく状態の他の情報を欲しいという。それは住民に見せるためだということで約束して、出すということになっておると思う。住民投票をする。私が一番心配しているのは、時期なんですよ。そんなことする必要はないと絶対いっておりません。町長も住民投票で決めていくのもひとつの選択肢だとおっしゃる。それは時期なんですよ、一番議論したのは。今、この委員会で前提として、どういう新市の建設計画が出て、住民に説明して、住民にどれだけ理解してもらっているか。何も分からないときに、今度合併協議会から、議会の議決を得るという時に、うちは住民投票で決めますと、そういうことをしていいのかなという疑問があります。だから、その辺をしっかりと認識して欲しい。今から、決めるのは住民投票だと決めておくのが、それを参考にするんだというのが、私は桜井市長が言った、責任の所在という文書になってくるとそのように思ってますので、今、それを継続とかそういう形で話をされるということは、私は適当ではないと意見として言っておきます。

委員長

今、この場でもって住民投票と言うことを決めていくということについてはどうかということです。時期を見てと。法定協の流れもあるので、流れを見た時点で住民投票ということも考えられるけど、今は決めていくのはどうかということです。

西谷委員

私は別に住民投票を今すぐ賛否を問えといっている訳ではなく、当然新市計画も出てくるだろうし、そういう中で住民にも十分に知らせた中で、住民投票するとなると住民投票条例も作らないといけないし、その中で、いますぐするんじゃないくて、近いうちに、詰めの段階に入って、改めて住民にその意向を聞いて、それを参考に議員それぞれが判断してということの方が、ベターじゃないかなということで提案下だけで、今すぐ近々に住民投票をして賛否を決めよという気はありませんから。誤解のないように。ただ、議員が替わった中で、最終的に住民投票という方法で、住民の意識を聞きますよという部分は議員それぞれが、今からそういう認識を持っておいた方がいろいろ聞かれる中で、議会としては何れ住民投票条例を作って、住民の皆さんの声を聞きますという、話をできるように同じ統一した認識を持っていた方がいいんじゃないかなということで、条例をするときに話をすればいいんだけど、今からそういう認識は、同じ認識を議員それぞれが持っておいた方が、住民に対して聞かれたときに、同じ対応ができるのではないのかなということ提案しただけです。

委員長

小野委員は時期的なことで、今ここで決めて云々ではなく、法定協の流れを見ながら、住民投票を。町長も選択肢のひとつとして考えられるということですので、西谷委員がおっしゃった住民投票ということも今後の中では考えられるというみんなの認識を持っておいた方がいいんじゃないかという意見です。これにつきまして、住民投票はしない、今するんだということではなく、流れを見た中で、選択肢のひとつとして考えられるんだということでの、皆さんが認識をもらおうということでは如何でしょうか。

里川委員

そうしましたら、本年2月の臨時議会の時に法定の合併協議会を設置するに当たって、賛否の討論をしたときの設置することに賛成された、改選がありましたので、新しい議員さんもたくさんいますので、そのところが気になっているところなんです、その時現在の小野議員が議長の時、松田委員が賛成討論されたときに、何らかの形で住民の意思を答うんだということをはっきりおっしゃられて、賛成討論された後の賛成と言われた議員さん皆さんが、その意見に対してわざわざ署名まで付けて、行われたものだったということにつきましては、非常に議会としてそういう形で設置するについても賛成したという経過がある中では、その事については十分皆さんが承知していただきたいし、そういう流れでこれからも行っていただきたいというふうに。当然議会の責任において、そういう流れで行くべきではないかと思っておりますので、私の中では法定協が設置されるときに、既にそういうことが議会の賛否の討論で明らかにされていたということについては、議会として今後、どう取り扱うのか、みんながそういう認識の基で、署名までされて、されたんだということについて、新人の議員さんにもその時のことを見ていただきたいというのもありますけれども。我々としては、多分西谷委員がおっしゃっているのは、そういう状況で議会の中でそういうことがあったということについて、改選あったから知らんねんということではなく、2月の臨時議会に時に、そういう経過を取っているということについて、我々としては特別委員会としても認識を持っておかないといけないんじゃないかなという、私はそういうふうに採っている訳なんですけれども。今後その事について、認識をどう持つのかということだと思っんです。

委員長

今、設置、設置といったのは、住民投票ですね。住民投票の設置という意味ですね。

里川委員

法定協の設置。

小野委員 前回の時からいろいろな話がありまして、資料として持ってきました。まず、話をしたいのが、合併の特別委員会で付託した。その時の賛成討論者は一切そういうことは言ってないです。自己決定、自己責任の地方自治を確立するのが最大の課題ではないでしょうか。そういうことでみんな、特別委員会でも賛成多数で可決もらった。そのまま本会議へ行った。本会議の時の賛成討論に松田委員が署名を集めて、こうして述べておられます。その中で、後段のこれだと思うんです。今、言っておられるのは。最後の方で言っておられるのは、当該議会と協議会との間に齟齬を期さないよう十分連携し、慎重に対応されることを期待します。今まである、合併協議会の中で形式的に、松田委員もおっしゃっている。独断専行を廃し、民意を代表することの自覚と信頼関係を高め。全くこのとおりなんです。常に住民の視点におかれることを願うものであります。その為にも合併問題の是非を決定する最終判断は、手段、方法は別といたしましても、何らかの形で住民の意向を問うという基本原則を明確にされ、採用されることを強く要望し。だから、そこで、それが合併協議会が設置される、それでしてくれということで要望されておるんですよ。合併協議会の方では最終判断は町長も言っているように、会長もこの前の合併の是非はいつ問うのかという委員さんの質問があったときに、時期はそういうときにあるかも分からない。答うという事じゃなくてですよ。答う方法が住民投票であるのかどうか、ということであるので、この前から言っておられるのであったら、しっかりこれ見たらいいんだ。他の委員さんが住民投票をするという暗黙の了解があったような感じで、こういう場所で言われるのはちょっとナンセンスだと思う。意見として。

委員長 今、小野委員の方から松田議員の3月議会の時の議事録を見て、ご説明いただきました。

松田委員 先程から言われている関係でも、お互いに意思統一はできるんだろうと思うんですが、必ずこういったいろんな問題が出てくると思うん

で、わざわざ賛成の時は署名までもらったんです。議員提出の議案の作り方と同じような格好にして、中身も検討してもらって、やってきて、手続きを踏んでおいてよかったなと思うんです。当時の議長からご注文ついているんだけど。何れにしても、合併問題というのは最終的に住民の意思を問うんだと。我々議会が決定権を持つんですけど、問うんだということについては、共通の認識に現時点でしておきましょうやと。今後の関係について、そこでも言ってますように、手段方法は別としても、と言っていますのは、幾つかの考え方があると思うんです。アンケートという関係もありましょうし、住民投票と言うこともありましょうし、ところが広く考えていきますと、今回の斑鳩町ほか6町の関係については、行政側は始めてきた協議会から、法定協議会に移行していった訳ではない訳でして、住民請求で法定合併協議会の設置であるということをおとつ念頭におくと、ここにさらに住民投票という言い方、いいのかどうかと、いろいろあるだろうと思うので、住民投票と言わなかっただけで、最終的に住民の意思を問うということについては、先程から委員長まとめようとなさってますが、私はそういうことにしておいてもできるのなら、それでもいいと思う。今後、じゃあどういう方法で住民に意思を問うことが妥当なのか、或いは適切なのかということは、この委員会で議論をしたら、結構だと思うんです。それが住民投票ということになるとするならば、住民投票の条例の関係を、どういう住民投票条例を作るべきかということの勉強を我々しないといけない。或いはアンケート採るとするならば、どういう内容のアンケートにしなければならないか、時期はどの時期が一番いいのか、ということについては今後の課題として検討していったらいいと思う。だから、方向だけですね、きちっと一致した形といますか、気持ちだけ揃えるということを西谷委員もいっておいになると思うし、委員長も大体そういう方向の認識だと思うし、また、小野議員も今だから云々と、時期の問題だけ言っておられるから、そういう意味で一致するから、最終的に何らかの形で住民の意思を問うという主張であるという共通の認識の場にお互い立っていると、そし

て、今後の協議を進めんで行くんだという認識を今日のところしておいたら、どうなんでしょうか。それでいいと思う。今後の対応についてはそれぞれ・・・、住民投票という人もありましようし、アンケート調査でいいという、或いは摘出調査の関係でもいいという人もありましようし、同じ住民投票にしても、何歳にするのかというのもありますし、外国人を含めるかということもありましようし、いろいろな方法があるんですから、いろいろな意見があると思いますから、もうちょっと時間をかけて議論をしていく、そして協議会でもいろいろそういう議論出てくることになるでしょうし、7町がどんな動きをするかということも分かってくるでしょうし、そこらの関係を十分に睨んで、我々は慎重な対応をしていくという気持ちの統一だけ、ここでお互いできればいいんじゃないかと、そういうことを求めておいでになるんだと思いますから、考え方としてそういうふうをお願いできたらと思います。

委員長 松田委員から、そういうお話ございました。住民の意思を問う、そこは重要なところであると、内容については住民投票もアンケートもあるということで、皆さんの委員の方々の認識の中に持っておいていただくと。今後の法定協の動き等もあるので、そういうものを見ながら、この特別委員会も進めていくということで如何でございましょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしということで、この件についても終わらせていただきますが、他にございますか。

吉川委員 1点だけ申し上げておきたいのが、賛成された議員がおっしゃるのはごもったもな話です。反対された議員の中からああいうことを言われるのはもってのほかだ。議論する中で言われるのはいいが、松田委

員が言われて私ら賛成している訳だ。失礼だけど、里川議員は反対してはんね。後の方からこない言ったのに、こうやと言われるのは心外やというねん。後のことは有り難いと思っています。賛成の時に賛成やといってくれはったら、・・・・、反対しておくは、あない言ってたの・・・・。

委員長

私もその経緯は分からないので何のことかと思ったので、その当時は署名含めて、全て反対されていたと。だけど結果的に賛成になっているんだと。里川委員は決定したことなんだから、賛成で行くことについては里川委員なりの回答だと思うんですが。意見としてお聞きしておきます。

他にございませんか。なければその他についてもこれをもって終了いたします。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役さんの挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長

これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。 (午後4時21分閉会)